

農業関連の復旧支援事業のお知らせ

台風 21 号により被災した農業者の復旧を支援します。

●制度など

制度名 事業主体	対象	補助主体	補助率	上限額
農業者等復旧応援事業 販売農家または畜産農家※	農業用資材・機器の購入、機械・施設の修繕、被災農地の簡易復旧、商談会などへの出店料(次項制度との併給不可)	府 市(畜舎・鉄骨ハウスのみ)	府 1/2 市 1/2(府補助金の上限額を超えるものに限る)	府補助上限 10万円 市補助上限 100万円
野菜等生産施設災害復旧事業(パイプハウス) 3 戸以上の農業者団体など	被災パイプハウス(全壊、大破、中破)および付帯施設の復旧・撤去に要する経費(ビニールなどの被覆資材を除く)	府 市	府 1/2 市加算 復旧 1/10、 補強資材費に 1.5/10 追加、 撤去 1/2	350 円/㎡ (撤去事業費の上限)
野菜等生産施設災害復旧事業(育苗ハウス) 3 戸以上の農業者団体など	被災した育苗ハウスの復旧・撤去	市	復旧 6/10、 補強 1.5/10 追加、 撤去 10/10	350 円/㎡ (撤去事業費の上限)
野菜等生産確保緊急対策事業 3 戸以上の農業者団体など	生産回復のための肥料・農薬費、まき直しの種苗代など	府 市	府 1/2 市加算 1/10	作物・資材別の上限額あり
農業者等生産設備再建支援事業 販売農家または畜産農家	被災農業用機械などの再取得経費(耐用年数内の機械に限る)	府 市	府 3/10 市加算 3/10	府市各補助 10万円～ 100万円

※販売農家または畜産農家：経営耕地面積が 30a 以上または農産物販売金が 50 万円以上

※パイプハウスのビニール資材(張替え)に対する補助メニューが別途あります。(市 1/2 以内)

●補助金交付申請の提出期限 12月28日(木)

●提出先 農政課または各支所地域推進課

●一斉受付・相談日 次のとおり開催します。事業費がわかるもの(見積書、請求書、領収書など)があればご持参ください。

日程	時間	場所
12月4日(月)	いずれも午後 1 時 30 分～5 時	市役所本庁 2 号棟 3 階 301 会議室
12月5日(火)		日吉支所 3 階第 1 会議室
12月6日(水)		八木支所 1 階市民ルーム
12月7日(木)		美山支所 1 階大会議室

※詳細はお問い合わせください。

☎農政課 ☎(0771) 68-0060

☎各支所地域推進課 ☎八木(0771) 68-0020 日吉(0771) 68-0030 美山(0771) 68-0040